

自動車売買契約書

売主〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、買主〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲乙間の売買契約に関して、以下のとおり合意した。

第1条（売買契約）

甲は、乙に対し、甲所有の下記自動車（以下「本件自動車」という。）を売り渡し、乙はこれを買受ける。

記

登録番号：

車名：

型式・年式：

車体番号：

第2条（売買代金の額）

自動車の売買代金は、金〇〇万円（消費税含む。）とする。

第3条（売買代金の支払時期およびその方法）

乙は、甲に対して、次の各号のとおり第2条の売買代金を支払う。

- ①契約日に、手付金として金〇〇万円支払う。
- ②残代金のうち、金〇〇万円を、平成〇年〇月〇日に、現金を甲に持参する方法で支払う。
- ③残代金〇〇万円を、平成〇年〇月〇日までに、甲が指定する金融機関の指定口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第4条（引渡し）

甲は、乙に対して、平成〇年〇月〇日、第3条2号の金〇万円の支払と引換えに、本件自動車を引き渡す。

第5条（所有権の移転時期）

本件自動車の所有権は、第3条3号の支払時に、甲から乙に移転する。第3条3号の支払前に所有名義の変更がなされた場合でも、支払時まで甲に本件自動車の所有権を留保する。

第6条（名義の変更手続等）

- 1.甲は、乙に対して、本件自動車の取扱説明書、自動車検査証および名義変更手続に要する書類を、前条の引渡し時に交付する。
- 2.名義変更に必要な費用は、乙の負担とする。
- 3.乙は、本件自動車の平成〇年度分の自動車税について、平成〇年〇月以降の月割相当額を負担する。

第7条 (危険負担)

本契約締結時から本件自動車の引渡し時まで、甲の責に帰することのできない事由により、本件自動車が滅失または毀損した場合は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、その危険は甲の負担とする。

第8条 (瑕疵担保責任)

- 乙は、本件自動車の引渡し時に、本件自動車であること、本件自動車の装備・外観等の状態について確認を行う。
- 甲および乙は、甲が瑕疵担保責任を負わないことを確認する。但し、前項の時点で、乙が確認困難な瑕疵については、この限りでない。

第9条 (契約の解除)

- 甲または乙は、相手方が本契約の義務の履行を怠った場合には、1週間以上の相当期間を定めた催告の後、本契約を解除することができる。
- 前項の場合において、解除権者は、相手方に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

第10条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第11条 (協議)

本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 (売主)

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

乙 (買主)

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇